

## 日本臨床教育学会倫理規程

### (制定の趣旨)

第1条 日本臨床教育学会は、会則第7条に基づき、本学会の目的を達成するため、臨床教育学研究のもたらす社会的影響を自覚するとともに、その社会的使命を「研究に関わる人々（研究参加者・情報提供者・研究対象者ないしその保護責任者）」との協同のもとに果たすべく、この倫理規定を制定する。

### (基本原則)

第2条 日本臨床教育学会会員（以下「会員」とする）は、研究の実施、研究成果の発表、ならびに専門的意見の公表は、つねに「研究に関わる人々（研究参加者・情報提供者・研究対象者ないしその保護責任者）」の基本的な人権を尊重すべく行なうものとする。

### (研究の実施と公表に伴う責任)

第3条 会員は、研究の実施にあたって、つねに客観性、公平性を目指し、事実に基づく立証に努めるものとする。会員は、研究によって得られたデータ、情報、調査結果などを公表するに際し、改ざん、捏造、偽造してはならない。情報提供者・研究対象者（ないしその保護責任者）の人格の尊厳とプライバシーへの配慮から、それらの修正の必要がある時は明示する必要がある。会員は、他者の知的成果、著作権を侵してはならない。また、会員は、専門的意見を公表する場合には、その根拠を提示するよう努めるものとする。

### (情報提供者・研究対象者への説明と協同)

第4条 会員は、情報提供者・研究対象者（ないしその保護責任者）を得て研究を行う場合には、あらかじめ当該者（ないしその保護責任者）に対して、研究目的、研究内容などを十分に説明し、同意・了解を得るとともに、可能な範囲で情報提供者・研究対象者（ないしその保護責任者）とともに協同して研究課題の解明に当たるよう努めるものとする。そのさい、情報提供者・研究対象者（ないしその保護責任者）が、研究過程の途中で協力を中止できることもあらかじめ説明しておく必要がある。

### (研究実施における人格の尊重)

第5条 会員は、「研究に関わる人々（研究参加者・情報提供者・研究対象者ないしその保護責任者）」の人格とプライバシーを尊重し、これらの人々の尊厳を損なうことがないようにする必要がある。

### (研究によって得られた情報等の秘密保持)

第6条 会員は、研究によって得られた情報の管理に留意し、その機密性を保持するよう努めるものとする。また、情報提供者・研究対象者（ないしその保護責任者）を得て研究を行う場合には、研究によって得られたデータ、情報等は、法令に反しない限り、同意を得た目的にのみ使用する必要がある。

### (研究倫理の遵守に関する学会の責任)

第7条 日本臨床教育学会は、この倫理規定の遵守を社会的責務として確認するとともに、その具体的内容の明確化に向けて、継続的な努力を払うものとする。

### 附則

この倫理規程は、2011年10月2日に制定し、同日から施行するものとする。